

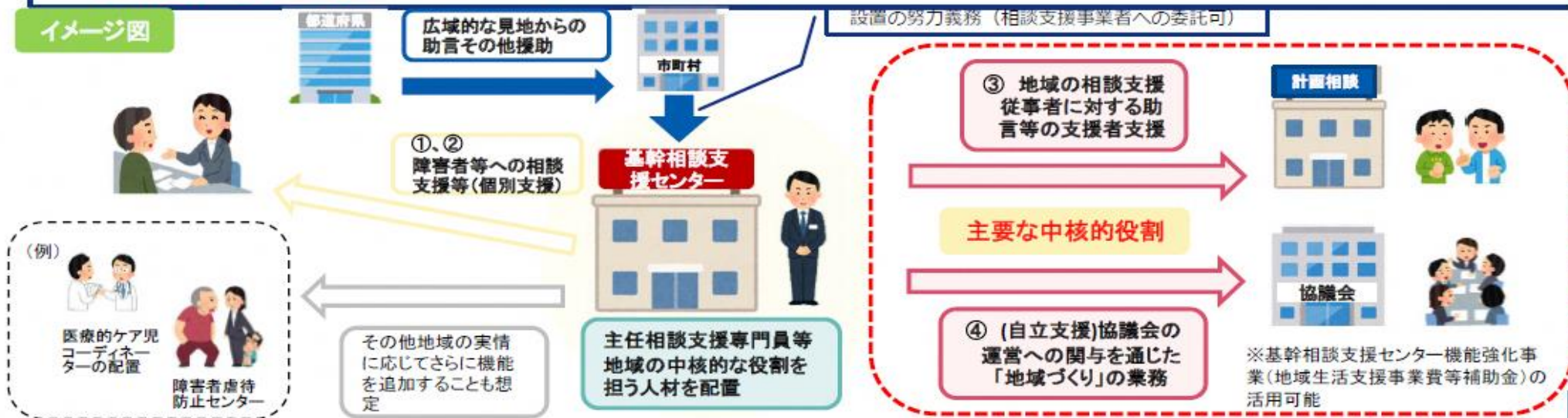
## 基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

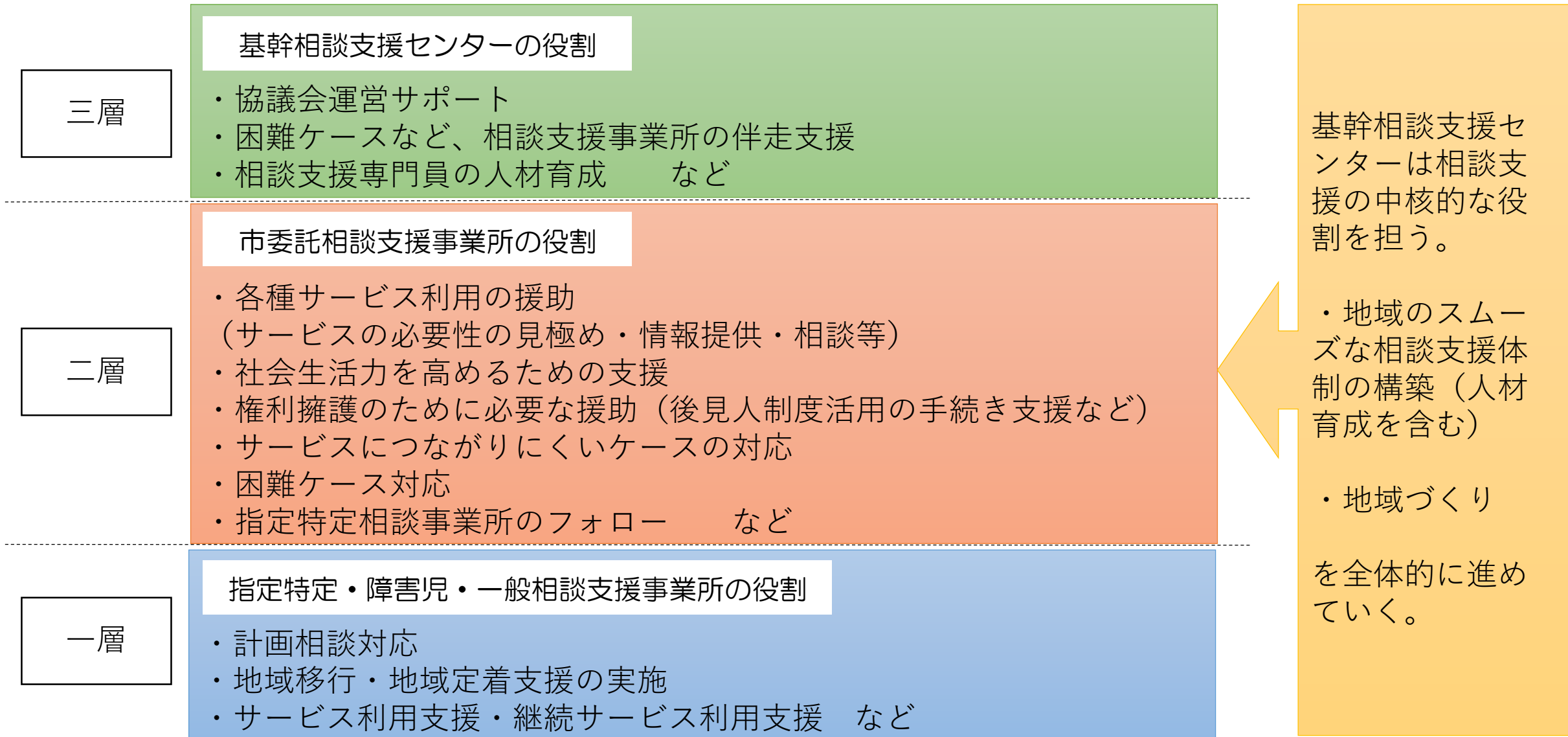
- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項)  
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
  - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
  - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務  
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
  - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**  
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
  - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**  
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- 新** ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(法第77条の2第7項)

③④が主要な「中核的な役割」

### イメージ図



# 見附市における基幹相談支援センターを核とした相談支援体制の三層構造



# 基幹相談支援センターの役割機能について（案）

項目	内容の詳細	ポイント
①総合相談・専門相談	障がいの種別や各種ニーズに対応する総合的・専門的な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース対応の主担当は関わっている相談支援専門員</li> <li>・相談支援事業所が抱えるケースの相談に対応し、市民からの直接相談は基本対応しない</li> <li>・計画作成も基幹では行わない</li> </ul>
②相談支援体制の強化への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所への指導、助言</li> <li>・相談支援専門員の人材育成（連絡会議・研修会・勉強会の開催など）</li> <li>・相談機関との連携強化の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の連絡会議の中で、日ごろの相談支援に活かしていけるような研修、ケース検討などを行い、相談支援の力を高める</li> <li>・ケース検討などを通して、他機関との連携強化を図る（例えば介護保険サービスへの移行など）</li> </ul>
③見附市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の運営サポート</li> <li>・各部会の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託相談支援事業所とともに事務局として位置づけ、発案・企画・運営に参画する</li> </ul>
④地域移行・地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者支援における課題の整理、共有</li> <li>・理解促進のための普及啓発</li> <li>・地域定着支援のためのケース検討会 等を行う</li> </ul>
⑤権利擁護・虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報受理から対応まで虐待防止センター機能を持つ</li> <li>・成年後見制度利用支援事業へのつなぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度や虐待防止のための普及啓発活動も行う。</li> <li>・虐待の対応、成年後見制度の相談・対応は成年後見の中核機関や、相談支援事業所と連携していく。</li> <li>・成年後見制度利用支援事業（市長申立・費用助成）は健康福祉課で行う。</li> </ul>